

第9期刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画（案）
パブリックコメントの結果について

1 実施状況

- (1) 募集期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月4日（木）【35日間】
- (2) 意見の件数 1件（1人）
- (3) 提出方法の内訳 メール：1件（1人）

2 内容別の意見の件数

第1章 計画の基本的な考え方	0件
第2章 刈谷市の高齢者を取り巻く状況	0件
第3章 計画の基本理念・基本目標	0件
第4章 施策の展開	0件
第5章 介護保険事業費と介護保険料	1件
第6章 計画の推進体制	0件

3 意見の概要と市の考え方

□第5章 介護保険事業費と介護保険料

No	ページ	意見の概要	市の考え方
1	114	<p>市民の暮らしの実態、国の保険料改定の趣旨を十分反映した施策が求められる。</p> <p>具体的には、現行の13段階から17段階への切り替えや住民税非課税世帯まではもちろん、210万を超える世帯にも倍率の据え置きなどの措置を行うことや基準値の保険料は5,000円を目指す必要があると考える。</p>	<p>保険料額算定にあたって高齢者人口や要介護認定者数、サービスの利用状況、介護給付費の伸び率や施設の整備計画などの要素を総合的に判断し、国からの通知を踏まえ、適正な保険料を算定し、設定します。</p>